

お知らせ 特定計量器（はかり）の定期検査

圏市民協働課 ☎ 43-5244

計量法の規定に基づく南あわじ市区域におけるはかりの定期検査が次のとおり実施されます。はかりを取引または証明のために使用している人はもれなく受検してください。

※土日祝日を除く
検査実施場所 計量器を使用している店舗、事業所等へ訪問して検査を実施
※トラックスケール等の大型はかりはこの検査実施期日とは別の期日を個々の受検者に通知した上で検査を実施します

お知らせ まもなく 狩猟シーズン

圏農林振興課 ☎ 43-5223

- 11月15日～翌年3月15日まで狩猟が解禁となります。次のことに注意してください。
- 1 入山者は目立つ服装を!! また白色タオルは鹿と間違えられやすいので使用を控えてください。
- 2 わなは非常に危険ですので、設置の看板があるところに近づかないでください。
- 3 土日祝日は狩猟者が集中します



4 狩猟者は銃器や猟犬の管理の徹底や、必ず矢先の確認を行う等の安全ルールを遵守するなど「絶対に違反・事故を起こさない」を徹底し、狩猟事故ゼロをめざしましょう。

案内 土砂災害特別警戒区域指定のための現地調査

圏洲本土木事務所河川砂防課 ☎ 22-3541

兵庫圏洲本土木事務所では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊などで建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を指定するための基礎調査を行います。

調査では地形状況を把握するために、住民の皆様が土地に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。
調査期間 11月下旬～翌年4月下旬
午前9時～日没まで
調査会社 玉野総合コンサルタンツ株式会社
※調査はコンサル事業者が行います。調査に際しては淡路県民局発行の身分証明書を携帯しています
作業内容 地形や地質、植生状況、周辺の土地利用などを現地確認
調査範囲 旧南淡町地域（福良、賀集、北阿万、潮美台、阿万、灘、沼島）

募集 平成30年度市町交通災害共済加入者の募集

圏危機管理課 ☎ 43-5203

- 交通災害共済は1人あたり年額500円で交通事故による災害に対して共済見舞金が支払われます。
- ▽加入資格 市内在住者または市内の通勤・通学者
 - ▽見舞金額 治療実日数3日以上上の傷害に4万円、7日以上上の傷害に5万円、死亡事故に100万円など
 - ▽加入期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
 - ▽申込開始 11月中旬～
 - ▽申込方法 加入申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて、市役所本館1階会計課窓口、臨時受付窓口または、沼島市民交流センターに提出
- ※申込書は危機管理課および臨時

臨時受付窓口開設日

受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時

開設日(11月)	場所(市民交流センター)
13～15日	広田
16、17、20日	湊
21、22、24日	福良
27～29日	阿万

受付窓口を設置 ※平成29年度に加入した人は11月中旬に申込書を郵送 ※平成29年度に口座振替で加入した人や口座振替手続きが完了している人は、加入内容に変更がなければ手続きは不要

お知らせ 通販サイト「めいぶつチョイス」がオープン

圏ふるさと創生課 ☎ 43-5205 圏市民課 ☎ 43-5212



全国の名産品が自治体ポイントを使ってお買い物ができる通販サイト「めいぶつチョイス」が開始されました。同サイトでは南あわじ市の名産品も購入できますので、ご自宅向けの購入やお歳暮などにもご利用ください。

◆めいぶつチョイス
航空会社のマイルやクレジット会社などのポイントで自治体ポイント(南あわじ市ポイント)に交換し、島「南あわじ」ポイントに交換し、購入に使用できます。

◆個人番号カードの申請方法
個人番号が記載された紙製の「通知カード」に同封されている「個人番号カード交付申請書」を使って、郵便・パソコン等で申請を行ってください。カードの交付には申請から約1か月を要し、本人が市役所へ受取に来る必要があります。

※住所・氏名等記載内容に変更があった申請書は使用できません
※申請書を紛失したり、記載内容に変更があった場合は、市民課窓口で新しい申請書(A4サイズ)をお受取ください。本人または同一世帯員が申請書を受取れます。写真付の本人確認書類等をお持ちのうえ、お申し出ください



▲個人番号カード(見本)
コンビニ交付、始まっています
初回交付(電子証明書含む)無料!

お知らせ ふるさと納税返礼品の取扱いが変わります

圏ふるさと創生課 ☎ 43-5205

平成29年4月1日に、総務省から次のとおり通知を受けました。

ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

本通知により、12月1日以降、南あわじ市民が「南あわじ市」にふるさと納税した場合、納税に伴う「返礼品」を受け取ることができなくなります。市民の皆さんのご理解と本市への応援を引き続きよろしくお願いします。

案内 長期不在時には水道の閉栓手続きを

圏南あわじ市水道お客さまセンター ☎ 43-3038

自宅を長期不在にする場合や空き家等しばらく水道を使用しない場合は、漏水等の予期せぬトラブルを防ぐため、水道の閉栓(中止)の手続きをおすすめします。

閉栓手続きを行わない場合、水道を使用しなくても基本料金がかかります。閉栓手続きを行うことで、基本料金の請求も無くなり、節約することができます。

なお、閉栓時には手数料が発生しますので、ご注意ください。



～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～
「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!

お気軽にご相談を... 松井開発運輸株式会社 検索

※お見積もりは無料です 南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078